

●11月30日(月)までに申請してください

①平成10年8月1日の基準日現在で、6か月以上(平成10年2月1日以前から)継続して、寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上のかた(昭和8年8月1日以前に生まれたかた)

②本年8月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できるかた

ただし、前記の①と②ともに平成10年8月1日の基準日現在で、病院、診療所または老人保健施設に継続して3か月を超えて入院または入所(平成10年4月30日以前から入院または入所)しているかた、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所しているかた、里親に委託されているかた、および養護委託をされているお年寄りには介護福祉金は支給されません。

臨時介護福祉金
支給対象者一人につき
3万円

算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたがお住まいの平成10年度分の市区町村民税の所得割が課されなかった場合に限り、か生活保護を受けているかたで次の①と②のいずれかに該当するかたが対象となります。

臨時特別給付金は、平成10年8月1日の基準日現在で65歳以上のかた(昭和8年8月1日以前に生まれたかた)で、平成10年度分の個人の市区町村民税が課されなかったかた(本人が他のかたの平成10年度分の市区町村民税の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたがお住まいの市区町村民税が課されなかった場合に限り、か)が対象となります。

ただし、臨時福祉特別給付金の対象者と生活保護受給者には特別給付金は支給されません。

臨時特別給付金
支給対象者一人につき
1万円

3 臨時特別給付金の支給対象者は

福祉金は支給されません。

なお、介護福祉金は、福祉給付金や特別給付金と異なり、寝たきりのお年寄りなどに對する在宅介護の支援を目的に支給されるものであることから、同一人が福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合でも支給の対象となります。

臨時福祉特別給付金が支給されます

平成10年分所得税などの特別減税の追加実施に関連し、老齢福祉年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者と低所得の在宅寝たきり高齢者、または65歳以上の低所得のかたなどを対象に、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

対象となるかたは、11月30日(月)までに申請書を提出してください。

1 臨時福祉給付金の支給対象者は

臨時福祉給付金は、平成10年8月1日の基準日現在で、本年8月分の次に掲げる①～⑨のいずれかの年金または手当を受給できるかたが対象となります。

臨時福祉給付金
支給対象者一人につき
1万円

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金等
- ③ 遺族基礎年金等
- ④ 年金証書の年金コードの先頭3桁が「635」「265」
- ⑤ 年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」「062」
- ⑥ 年金証書の年金コードの先頭3桁が「275」「285」
- ⑦ 年金証書の年金コードの先頭3桁が「645」「072」「082」「102」
- ⑧ 児童扶養手当
- ⑨ 特別児童扶養手当
- ⑩ 特別障害者手当
- ⑪ 障害児福祉手当

2 臨時介護福祉金の支給対象者は

臨時介護福祉金は、平成10年8月1日の基準日現在で、平成10年度分の市区町村民税の所得割が課されなかったかた(本人が他のかたの平成10年度分の市区町村民税の

⑧ 福祉手当(経過措置分)

⑨ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

前記の②の(イ)および③の(イ)の受給者については、平成10年度分の個人の市区町村民税が課されなかったかた(本人が、他のかたの平成10年度分の市区町村民税の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたがお住まいの平成10年度分の市区町村民税が課されなかった場合に限り、か)のみが対象となります。

なお、前記の①～⑨のいずれかに該当するかたでも、平成10年8月1日の基準日に生活保護を受けているかたや、養護老人ホーム・身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所しているかたには、それぞれの制度から別途同様の措置がされますので、福祉給付金は支給されません。

ただし、通所施設や軽費老人ホームなどの契約型の施設を利用しているかたには支給されます。

支給を受けるための手続きは

臨時福祉特別給付金(1 臨時福祉給付金、2 臨時介護福祉金、3 臨時特別給付金)の支給を希望するかたは、臨時福祉特別給付金支給申請書に必要事項を記入のうえ、市役所担当窓口(11月30日(月)までに提出してください。

なお、申請書は市役所担当窓口(11月30日(月)までに提出してください。

●問い合わせと申請は

- ▼ 高齢者：高齢者福祉課へ内線172・173・174
- ▼ 障害者：障害福祉課へ内線178
- ▼ 児童扶養手当受給者：児童福祉課へ内線169
- ▼ 老齢福祉年金・障害基礎年金などの受給者：保険年金課へ内線153
- ▼ 原爆被爆者・生活保護などの対象者：社会福祉課へ内線159・161